

北杜市建設工事共同企業体取扱要綱

平成16年11月 1日 告示第48号

目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 経常建設共同企業体(第4条 第9条)
- 第3章 特定建設工事共同企業体(第10条 第18条)
- 附則
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(企業体の運用形態)

第2条 共同企業体の運用形態は、原則として各構成員対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体(以下「経常建設共同企業体」という。)及び特定の工事毎に結成される共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)とする。

第2章 経常建設共同企業体

(結成)

第4条 経常建設共同企業体は、構成員の施工能力の増大を図り、その受注機会を確保することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第5条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、契約担当者が適当であると認める工事とする。

(入札参加手続)

第6条 経常建設共同企業体が、市が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第7条 経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登載された県内の建設業者(最上位等級に格付けされた者を除く。)であること。
 - (2) 構成員は、2ないし3業者であること。
 - (3) 資格審査を申請する建設工事の種類は、すべての構成員が単独業者として、資格者名簿に登載された建設工事の種類であること。
 - (4) 構成員の級別格付けは、同一等級又は直近等級であること。
 - (5) 構成員の組合せは、経常建設共同企業体の級別格付けが、構成員各個の格付けより昇格するものであること。ただし、級別格付けの昇格は、構成員のうちで上位に格付けされている者の級別格付けよりも2級以上昇格する場合であっても1級に制限する。
- 2 構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
- 3 級別格付けが最上位等級の者又は中小企業等協同組合は、構成員となれないものとする。
- 4 第1項の申請は、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 経常建設共同企業体協定書(様式第2号)
 - (2) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第3号)
 - (3) 各構成員の経営事項審査申請書の写し

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事については、次に掲げる事項を審査し、単体企業に準じて級別格付けを行うものとする。

- (1) 各構成員の工事の種類別年間平均完成工事高の合計値
- (2) 各構成員の自己資本額及び職員数のそれぞれの合計値
- (3) 各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値
- (4) 各構成員の技術職員数の合計値
- (5) 各構成員の営業年数の平均値

(代表者の選定)

第9条 代表者は、構成員において決定された者とする。

第3章 特定建設工事共同企業体

(結成)

第10条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第11条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

| 対象工事の種類 | 金額 |
|--|-------------|
| 大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築) | 概ね 3億円以上 |
| 技術的難度の高い大規模設備等の建設工事 | 概ね 1億円以上 |
| 上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事 | |

(入札参加資格審査手続)

第12条 特定建設工事共同企業体として、市が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、第13条第1項の資格を有する建設業者で構成した、特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第13条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
 - (2) 構成員は、2ないし3業者であること。
 - (3) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
 - (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (5) 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置しうる建設業者であること。
 - (6) 構成員の級別格付けは、最上位等級であること。ただし、同級により難しい場合であって、当該工事を所管する部長が特に認める場合は、最上位等級と第2位等級に属する建設業者との組合せとする。
- 2 構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
 - 3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第4号)に特定建設工事共同企業体協定書(様式第5号)その他申請に必要な書類を添えて、当該工事の発注者に提出することにより行うものとする。
 - 4 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び特定建設工事共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格審査及び格付)

第14条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、第13条第1項の申請に基づき行い、当該特定建設工事共同企業体の級別格付けは次によるものとする。

- (1) 構成員の級別格付けが同一の場合
当該構成員の級別格付け
- (2) 構成員の級別格付けが異なる場合
上位の構成員の級別格付け

(代表者の選定)

第15条 代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

(指名選考)

第16条 特定建設工事共同企業体の指名の選考は、別に定める建設工事指名業者選考会議(以下「指名会議」という。)の選考に基づき行うものとする。

2 指名会議の選考は、当該工事に資格審査申請した特定建設工事共同企業体のうち、適格なものと認定された共同企業体の中から選考するものとする。

(指名)

第17条 契約担当者は、第16条の規定により指名選考された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成22年7月27日告示第49号)

この告示は、平成22年7月27日から施行する。